

議案第 77 号

前橋市銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の改正について

令和 2 年 6 月 11 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成 21 年前橋市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年群馬県条例第 47 号）」を「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年群馬県条例第 43 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。